平成２８年（フ）第２１４７号
札幌市北区屯田２条５丁目１番２号
債務者　今村　　学
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１５５号
札幌市北区北30条西２丁目２番13―306号
債務者　山崎むつみ
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１６５号
札幌市北区麻生町６丁目９番16―102号
債務者　山本　秀雄
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８９号
北海道深川市音江町字豊泉21番地
債務者　伊藤　静子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７４号
北海道帯広市西22条南３丁目19番地11
債務者　大野　　恵
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
岐阜県恵那市明智町745番地９
債務者　中條　優基（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第８０号
岐阜県恵那市明智町745番地９
債務者　中條　陽香
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第３７７号
静岡県駿東郡清水町徳倉1604番地の７　レジデンスＩＳＨＩＩ．Ｎ303
債務者　佐藤　晴美
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３３９号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田323番地　県営住宅砥部団地５棟5105号
債務者　髙松裕次郎
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６８６号
名古屋市緑区清水山１丁目1002番地　シャルマン203号、従前の住所愛知県刈谷市池田町１丁目801番地　ブライトンビラ２－Ｂ号
債務者　岡田捺々恵（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６８１号
愛知県尾張旭市東山町１丁目10番地15　クイーンハイツ東山１－Ａ
債務者　小林　靖孝
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７６６号
愛知県東海市荒尾町上平井70番地　アメニティーＫ102
債務者　佐野　　綾
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７３号
三重県伊勢市宇治浦田３丁目48番５号
債務者　小泉　富治
1　決定年月日時　平成28年12月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第７４号
三重県鳥羽市池上町15番３号　池上団地275号
債務者　脇田　勇人
1　決定年月日時　平成28年12月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
三重県伊勢市小俣町相合725番地１　ネオハイツオークＣ102号
債務者　片岡　桂子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第７８号
三重県伊勢市吹上２丁目９番31号　丸二マンション１　201号室
債務者　山口　大輔
1　決定年月日時　平成28年12月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第４１０号
静岡県伊豆市下白岩1289番地の14、前住所静岡県御殿場市新橋448番地の１　エグゼ新橋205
債務者　佐野由美子こと　ＡＮ　ＨＷＡＳＵＮ　安　　花仙
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係